

第16回 真狩村農業委員会総会議事録

- 1 開 会 日 令和6年10月17日（木曜日） 午後 4時00分
- 2 閉 会 日 令和6年10月17日（木曜日） 午後 5時30分
- 3 開 会 場 所 真狩村役場 2階 会議室
- 4 議 長 真狩村農業委員会 会 長 金 丸 勝
- 5 会議に出席した委員名、及び職務のため出席した者の氏名
別紙名簿のとおり
- 6 提 出 議 案 別紙日程表のとおり

委員の出席報告

農業委員（ 11 名）

議席番号	氏名	出席	欠席
議長 11 番	金丸勝君	○	
1 番	清水貴則君		○
2 番	山田建一君	○	
3 番	野村秀幸君	○	
4 番	守谷隆伸君	○	
5 番	廣瀬弘和君	○	
6 番	近石公夫君	○	
7 番	高倉正志君	○	
8 番	下隆志君	○	
9 番	大廣正紀君	○	
10 番	影山敏彦君	○	

本総会に職務のため出席した者の氏名

職名	氏名	出席	欠席
事務局長	谷口安君	○	
書記	山内綾香君	○	
書記	須永柊一郎君	○	

第 16 回 真狩村農業委員会総会 議事日程

令和 7 年 2 月 26 日

午後 4 時 00 分 開 会

午後 5 時 30 分 閉 会

日 程	議 案 番 号	議 案 件 名	
1		会議録署名委員の指名について 議席番号 10 番 影 山 敏 彦 君 議席番号 2 番 山 田 建 一 君	
2		会期の決定について 令和 6 年 1 0 月 1 7 日までの 1 日間	
3		諸報告について	
4	議案第 1 号	農地転用許可後の工事完了報告書の進達について（北海道知事宛）	可 決
5	報告第 2 号	転用許可後の工事完了報告について	可 決
6	議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可 決
7	議案第 2 号	現況証明願いについて	可 決
8	議案第 3 号	耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かについて	可 決
9			
10			
11			

議 事 の 経 過		
	発 言 者	発 言 の 要 旨
開会宣言 (午後4時00分)	議 長	ただ今の出席委員は9名です。 定足数に達しておりますので、これより第16回真狩村農業委員会総会を開会します。
	議 長	日程1.会議録署名委員の指名について。 会議録署名委員は、10番影山敏彦君、2番山田建一君の両名を指名します。
	議 長	日程2.会期の決定について。 会期については、本日1日限りとしてよろしいでしょうか。 お諮りします。 (異議なしの声)
	議 長	それでは、会期は本日1日限りと決定します。
	議 長	日程3.諸報告について。 事務局より報告願います。 事務局長。
	事務局長	事務局長報告
	議 長	日程4. 報告第1号「農地転用許可後の工事完了報告書の進達について」を事務局より報告を求めます。 事務局長。
	事務局長	報告第1号を説明朗読
	議 長	ただいま、報告第1号について説明がありましたが、質疑はありませんか。

		(なしの声)
	議 長	質疑ないものと認め、報告を終了します。
	議 長	日程5. 報告第2号「農地転用許可後の工事完了報告について」を事務局より報告を求めます。 事務局長。
	事務局長	報告第2号を説明朗読
	議 長	ただいま、報告第2号について説明がありましたが、質疑はありませんか。
		(なしの声)
	議 長	質疑ないものと認め、報告を終了します。
	議 長	日程6. 議案第1号「農地法第3条の規定による申請について」を事務局より説明を求めます。事務局長。
	事務局長	議案第1号を説明朗読
	議 長	ただいま議案第1号について説明がありましたが、質疑はありませんか。
	3 番 野村委員	今回の生前贈与の場合はどのような扱いになるのでしょうか

事務局長	相続時精算課税制度と納税猶予の2つがあり、今回は相続時精算課税制度を使うとのことでした
議長	そのほか質疑はありませんか。 (なしの声)
議長	質疑ないものと認めます。 お諮りします。議案第1号「農地法第3条の規定による申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (なしの声)
議長	異議なしと認めます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定とします。
議長	日程7.議案第2号「現況証明願いについて」の番号1番を議題とします。 事務局から内容の説明を求めます。 事務局長。
事務局長	議案第2号を説明朗読
議長	ただいまの事務局の説明に関連して、現地調査を行った守谷委員から現地調査結果について、補足があれば説明をお願いします。

	守谷委員	事務局より説明のあった、議案第2号●●より願い出の現況証明願について、10月9日に金丸会長、影山代理、わたくし守谷と事務局の計4名で、現地確認を行いました。 確認結果につきましては、事務局長から説明がありましたが、平成3年の農地転用を最後に耕作がされないまま、ゴルフ場開発も当初の調整池や土砂留め工などの防災施設工事を施した後、開発は中断したまま30年余り放置されていたことから、申請地は周辺の山林と一体化しており、当時農地であった面影が感じられない程、林地化しておりました。 今回、一部で実施された防災施設工事をもって、転用事業が完了しておりますが、工事が行われなかった農地は、周辺の山林と一体化しているため、農地への復元は開墾と同様の一大整備が必要な状況でありましたので、当該地はすでに農地性がないものと判断し、農地・採草放牧地以外とすることはやむを得ないと思われます。
	議 長	ただいま、議案第2号について説明がありましたが、質疑はありませんか。 (なしの声)
	議 長	質疑ないものと認めます。 お諮りします。議案第2号「現況証明願いについて」は、原案とおりの決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
	議 長	異議なしと認めます。 議案第2号「現況証明願いについて」は、原案のとおり決定とします。
	議 長	日程8. 議案第3号「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて」の番号1から番号41及び番号43から番号51を議題とします。 事務局からの説明を求めます。 事務局長。

	事務局長	議案第3号の番号1から番号41及び番号43から番号51を説明朗読 (なしの声)
	議 長	質疑ないものと認めます。 お諮りします。 議案第3号「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて」の番号1から番号41及び番号43から番号51は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
	議 長	異議なしと認めます。 議案第2号「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて」の番号1から番号41及び番号43から番号51は、原案のとおり決定とします。
	議 長	続いて、議案第3号「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて」の番号42を議題とします。 この議題については、守谷隆伸委員が真狩村農業委員会会議規則第27条の規定に該当しますので、退席願います。 <守谷隆伸委員退席後> 事務局からの説明を求めます。 事務局長。

	事務局長	議案第3号の番号42を説明朗読
	議 長	ただいま議案第3号の番号42について説明がありました が、質疑はありませんか。 (なしの声)
	議 長	質疑ないものと認めます。 お諮りします。 議案第3号「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農 地」に該当するか否かについて」の番号42は、原案のとおり 承認することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
	議 長	異議なしと認めます。 議案第2号「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農 地」に該当するか否かについて」の番号42は、原案のとおり 決定とします。
	議 長	守谷隆伸委員は、会議に復帰してください。 <守谷隆伸委員着席後>

閉会宣言 (午後5時30分)	議 長	以上をもって、今総会に提出したすべての議案について決定いただきましたので、これで第16回真狩村農業委員会総会を終了します。 議 長 金 丸 勝 署名委員 影 山 敏 彦 署名委員 山 田 建 一
-------------------	-----	--